

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、その翌日が休日となるときは、その翌日)

鳥取県告示第六百六十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十四条ノ五第二項本文の規定に基づき、同法第四十四条ノ第一項の規定による指定訪問看護事業者の指定があったものとみなされるものについて、同法第四十四条ノ十二第一号の規定により、次のとおり告示する。

平成十年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

- ◇告 示 健康保険法による指定訪問看護事業者の指定（保険課）
- 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示（経営流通課）
- シルバー人材センター連合の指定（職業安定課）
- 県営土地改良事業計画の変更（農村整備課）
- 休獵区の設定（森林保全課）
- 銃獵禁止区域の設定（〃）
- 保安林の指定の解除予定（二件）（〃）
- 開発行為に関する工事の完了（都市計画課）
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集（総務課）
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集（総務課）
- ◇調達公告 隨意契約の相手方の決定（教育委員会総務課）
- ◇公 告 獅銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）

鳥取県告示第六百六十四号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第二百九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成十年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
丸合不動産株式会社	丸合西伯店	西伯郡西伯町大字阿賀二二六一一

鳥取県告示第六百六十五号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十八条の二第一項の規定に基づき、同法第四十八条の三において準用する同法第四十七条に規定する業務を行う者を次のとおり指定したので、同法第四十八条の三において準用する同法第二十四条第二項の規定により告示する。

平成十年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 指定した者の名称
社団法人鳥取県シルバー人材センター連合会
- 二 指定した者の住所
米子市錦町一丁目二三
- 三 指定した者の
米子市錦町一丁目二三

事務所の所在地 鳥取市幸町七三

- 四 指定に係る地域
鳥取県全域
- 五 指定年月日
平成十年十月一日

鳥取県告示第六百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業御陵地区農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成十年十月十四日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所
国府町役場
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百六十七号

鳥獸保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第九条の規定に基づき、次のとおり休猟区を設定したので、鳥獸保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十六条の規定により告示する。

平成十年十月十三日
鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	区	存 続 期 間	面 積
宇倍野南休 獵区	岩美郡国府町大字町屋地内の県道鳥取国府岩美線と県道三代寺宮下線の交点を起点とし、同所から県道鳥取国府岩美線を南東に進み、県道郡家国府線に至り、同県道を南西に進み、國府町と郡家町の境界に至り、同境界を北西に進み、鳥取市と國府町の境界に至り、同境界を北西に進み、県道津ノ井国府線に至り、同県道を北東に進み、県道三代寺宮下線に至り、同県道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成十年十一月一日から平成十三年十月三十一日まで	一、一五〇ヘクタール
北村休獵区	八頭郡河原町大字北村地内の林道三滝線と通称芦谷との交点を起点とし、同谷を南西に進み、鳥取宮林署袖小屋国有林三百二十七林班に至り、同林班と民有林との境界を南東に進み、河原町と佐治村の境界に至り、同境界を南西及び北西に進み、河原町と三朝町の境界に至り、同境界を北方に進み、河原町と鹿野町の境界に至り、同境界を北東に進み、鳥取市と河原町の境界に至り、同所から三滝渓に沿つて南東に進み、三滝キャンプ場の管理道に至り、同管理道を東方に進み、林道三滝線に至り、同林道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成十年十一月一日から平成十三年十月三十一日まで	一、一五〇ヘクタール
尾際休獵区	八頭郡佐治村内の鳥取宮林署南平国有林八十七林班、同八十八林班及び同八十九林班の地域	平成十年十一月一日から平成十三年十月三十一日まで	三八〇ヘクタール
米子休獵区	米子市彦名町地内の県道米子環状線と県道米子境港線の交点を起点とし、同所から県道米子環状線を北東に進み、国道四百二十一号に至り、さらに北東に進み、海岸線に至り、同海岸線を東方に進み、市道日野川皆生新田左岸堤線に至り、同市道を南方に進み、県道米子環状線に至り、同県道を南方に進み、国道九号に至り、同国道を北西及び南西に進み、市道米子中央線に至り、同市道北西に進み、県道米子港線に至り、同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成十年十一月一日から平成十三年十月三十一日まで	二、一九〇ヘクタール

鳥取県告示第六百六十八号
鳥獸保護及狩獵ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定に基づき、次のとおり銃獵禁止区域を設定したので、鳥獸保護及狩獵ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十七条において準用する同令第二十六条の規定により告示する。

平成十年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	区	存 続 期 間	面 積
鳥取獵銃禁 止区域	鳥取市丸山町地内の県道伏野覚寺線と市道湯所村五号線との交点を起点とし、同所から同県道を南西及び西方に進み、村溝川橋西詰に至り、同橋から溝川の左岸を北方に進み、海岸道湯山海士線に至り、同村道を西方に進み、県道湯山鳥取線に至り、同県道を南西に進み、村道湯山多々方池線に至り、同村道を南方に進み、市道覚寺福部線に至り、同市道を南方に進み、市道各寺十六号線に至り、同市道を南方に進み、県道一本松覚寺線に至り、同県道を東方に進み、通称背谷に至り、同谷を南東に進み、高聳山山頂に至り、同山頂より高聳三棱線を南東及び南西に進み、鳥取宮林署旧城山国有林の石標三百四十四号に至り、同石標から同国有林と民有林との境界を南西に進み、八幡池堤防に至り、同堤防を北西及び南西に進み、同堤防の西端に至り、同所から山林と宅地との境界を南西に進み、市道湯所村五号線に至り、同市道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成十年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで	二、六八四ヘクタール

			布勢桂見 獣銃禁止区
止区域	県営生山採種園銃禁	鳥取市里仁地内の県道鳥取鹿野倉吉線と市道里仁大楠線との交点を起点とし、同所から同市道を南西に進み、市道里仁大楠線一号線に至り、同市道を南西に進み、千代川地域森林計画区鳥取百十五林班F小班と百十五林班G小班の境界に至り、同境界を北西に進み、百六十四林班と百十五林班の境界に至り、同境界を南西に進み、百六十四林班と百六十五林班の境界に至り、同境界を西方に進み、百六十五林班C小班と百六十五林班D小班の境界に至り、同境界を西方に進み、農道に至り、同農道を西方に進み、市道高住三山口線に至り、同市道を北方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を北東及び東方へ進み、県道鳥取鹿野倉吉線に至る線に囲まれた一円の地域	鳥取市里仁地内の県道鳥取鹿野倉吉線と市道里仁大楠線との交点を起点とし、同所から同市道を南西に進み、市道里仁大楠線一号線に至り、同市道を南西に進み、千代川地域森林計画区鳥取百十五林班F小班と百十五林班G小班の境界に至り、同境界を北西に進み、百六十四林班と百十五林班の境界に至り、同境界を南西に進み、百六十四林班と百六十五林班の境界に至り、同境界を西方に進み、百六十五林班C小班と百六十五林班D小班の境界に至り、同境界を西方に進み、農道に至り、同農道を西方に進み、市道高住三山口線に至り、同市道を北東及び東方へ進み、県道鳥取鹿野倉吉線に至る線に囲まれた一円の地域
止区域	大山獣銃禁	西伯郡岸本町小林字五反田七一一、七一二及び七一五から七一九まで、字頭ナシ一〇、一〇一二、一二、二二一一、一七一二まで、字頭ナシ原八一一、八一及八一七から八一八一及び一九、字堤谿六七六一一及び六七六一一二から六七六一四二まで、字反田二〇、二一一一から二一一三まで及び二三、字頭ナシ一〇、一〇一二、一二、二二一一、一七一二まで、字頭ナシ原八一一一から六五四一四五まで、六〇一一から六六〇一四まで及び六六〇一六から六六〇一一まで、字南原六九八一一、六九八一三から六九八一五六まで、七〇四一から七〇四一七まで、七〇五一、七〇五一四及び七〇五一五並びに字南原上六九一一から六九一一五八まで並びに、日野郡溝口町金屋谷字水無原四一三、四一四、四一三、四一七から四一四三まで、四一四五、四一四八から四一五二まで、四一五七、一六八一一一から一六八一一五五まで、一六八五一一、一六八五一一、一六八六一一、一六八六一一、一六八七、一六八八、一六八九一一から一六八九一一九まで、一六九一一一三及び一六九一一一四並びに字宝殿原一六九一一一から一六九二一六七まで	西伯郡岸本町小林字五反田七一一、七一二及び七一五から七一九まで、字頭ナシ一〇、一〇一二、一二、二二一一、一七一二まで、字頭ナシ原八一一、八一及八一七から八一八一及び一九、字堤谿六七六一一及び六七六一一二から六七六一四二まで、字反田二〇、二一一一から二一一三まで及び二三、字頭ナシ一〇、一〇一二、一二、二二一一、一七一二まで、字頭ナシ原八一一一から六五四一四五まで、六〇一一から六六〇一四まで及び六六〇一六から六六〇一一まで、字南原六九八一一、六九八一三から六九八一五六まで、七〇四一から七〇四一七まで、七〇五一、七〇五一四及び七〇五一五並びに字南原上六九一一から六九一一五八まで並びに、日野郡溝口町金屋谷字水無原四一三、四一四、四一三、四一七から四一四三まで、四一四五、四一四八から四一五二まで、四一五七、一六八一一一から一六八一一五五まで、一六八五一一、一六八五一一、一六八六一一、一六八六一一、一六八七、一六八八、一六八九一一から一六八九一一九まで、一六九一一一三及び一六九一一一四並びに字宝殿原一六九一一一から一六九二一六七まで
止区域	日野郡日南町生山字板井谷山三一三一三二から三一三一三三七まで	平成十年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで	平成十年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで
止区域	六ヘクタール	七月八ヘクタール	二三五ヘクタール

鳥取県告示第六百六十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八東町大字徳丸字中赤岩一六六一の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び八東町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百七十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年十月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町赤松字上横原五六八の一二六（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百七十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年十二月二十四日 鳥取県指令都計二一一第七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市一本木字海川

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市一本木一一一一

株式会社エクセレント

代表取締役 島田静男

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十三号

平成十年第十一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十年十月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

端

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十六号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成十年十月十三日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田

端

- 一 日時 平成十年十月十五日（木）午前十時
 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室
 三 議題

- 1 平成十年度教育表彰について
 2 その他

調達公告

平成10年10月13日

鳥取県公安委員会委員長 上田

務

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成10年10月13日

鳥取県知事 西尾邑次

報公県取鳥

- (1) 調達件名及び数量 鳥取県立境水産高等学校実習船「若鳥丸」中間検査 一式
- (2) 契約方法 隨意契約
- (3) 契約日 平成10年8月20日
- (4) 契約者の氏名及び住所 長栄造船株式会社
長崎市深堀町一丁目1-4
- (5) 契約価格 54,600,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (6) 隨意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
- (7) 契約担当部局の名称 鳥取県立境水産高等学校
及び所在地 境港市中野町2000

区分	種別	日 時	場 所	受講対象者
経験者講習	講習	平成10年11月20日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉、八橋、の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習科目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目

ア 獅銃及び空気銃の所持に関する法令
イ 獅銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い、

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 2,400円
- (2) 納付方法

平成10年10月13日

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により獅銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

7 平成10年10月13日 火曜日

鳥 取 県 公 報

第7020号

- (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書には
り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。
- 6 携行品
筆記用具及び印鑑